

「確定申告期限の延長に伴う申告書作成会場のご案内」

申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告・納付期限については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年4月15日（木）まで延長されております。

これに伴い、八戸税務署においては、3月16日（火）以降も以下のとおり、申告書作成会場の開設期間を延長いたします。

1 申告書作成会場

八戸ショッピングセンター「ラピア」2Fラピアホール

※1 税務署内には、申告書作成会場を設けておりません。

※2 申告書作成会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は、当日会場で配付するほか、LINE アプリを通じたオンライン事前発行もしています。

※3 申告期限が近づきますと、入場整理券の配付状況に応じて、入場整理券が入手できなくなることも想定されますので、会場での申告相談をご希望の方は、申告の準備が整い次第、お早めのご来場をお願いします。

2 開設期間の延長

令和3年4月15日（木）まで

※ 土曜日・日曜日・祝日等を除きます。

3 開設時間

午前9時から午後4時まで

4 申告期限等

税 目	申告期限・納期限		振替日	
	当 初	延 長	当 初	延 長
申告所得税	3月15日	4月15日	4月19日	5月31日
個人事業者の消費税	3月31日		4月23日	5月24日
贈与税	3月15日		利用不可	利用不可

- ご自宅からの e-Tax 等のご利用を
 - ・ 申告や相談に当たっては、ご自宅からも e-Tax や電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からも、ぜひご活用ください。
- 申告書作成会場の感染症対策
 - ・ 入場時の検温、マスクの着用、手指消毒へのご協力のほか、少人数でのご来場をお願いします。
 - ・ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトの採用、こまめな換気、消毒を実施するほか、会場内に手指消毒液を設置しています。
 - ・ 職員はマスク、フェイスシールドを着用し、日々の体調管理を徹底しています。